

## 九州大学百年史 第10巻 : 資料編Ⅲ

九州大学百年史編集委員会

<https://doi.org/10.15017/1787570>

---

出版情報 : 九州大学百年史. 10, 2016-12-28. Kyushu University  
バージョン :  
権利関係 :

## 第4章 研究所・学内共同教育研究施設等の拡充と再編

### 第1節 附置研究所

#### 686 九州大学応用力学研究所規則

(1997(平成9)年4月15日制定)

九州大学応用力学研究所規則

第一条 九州大学応用力学研究所(以下「研究所」という。)は、力学に関する学理及びその応用の研究を行い、かつ、国立大学の教員その他の者で研究所の目的たる研究と同一の研究に従事するものに利用させることを目的とする。

第二条 研究所に、次の研究部門を置く。

基礎力学部門

海洋大気力学部門

プラズマ・材料力学部門

第三条 研究所に、次の研究施設及び技術室を置く。

力学シミュレーション研究センター

炉心理工学研究センター

第四条 研究所に、所長を置く。

2 所長は、研究所の所務を掌理する。

第五条 研究所に、研究所の重要事項を審議するため、教授会を置く。

第六条 研究所に、共同利用に関する運営の大綱について所長の諮問に応ずるため、九州大学応用力学研究所運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。

2 運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第七条 研究所に、共同利用の実施に関する事項について審議するため、九州大学応用力学研究所共同利用委員会(以下「共同利用委員会」という。)を置く。

2 共同利用委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第八条 この規則の実施に関して必要な事項は、教授会の議を経て、所長が定める。

附 則

1 この規則は、平成九年四月十五日から施行し、平成九年四月一日から適用する。

2 第三条に規定する力学シミュレーション研究センター及び炉心理工学研究センターは、平成十九年三月三十一日まで存続するものとする。

3 九州大学応用力学研究所規則(昭和三十六年九月二十六日施行)は、廃止する。

〔註〕原本縦書き。

687 国立学校設置法施行令の一部を改正する政令（先導物質化学研究所設置）

（『官報』号外第71号 2003（平成15）年4月1日）

国立学校設置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十五年四月一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第百七十五号

国立学校設置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）第四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

国立学校設置法施行令（昭和五十九年政令第二百三十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表九州大学の項中

機能物質科学研究所
-----------

機能物質に関する学理 及びその応用の研究
-------------------------

を「先導物質化学研究所 物質化学に関する先導的な総合研究」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

文部科学大臣 遠山 敦子

内閣総理大臣 小泉純一郎

〔註〕 原本縦書き。

688 九州大学先導物質化学研究所規則

（2003（平成15）年4月1日制定）

九州大学先導物質化学研究所規則

（目的）

第一条 九州大学先導物質化学研究所（以下「研究所」という。）は、物質化学に関する先導的な総合研究を目的とする。

（部門）

第二条 研究所に、次の研究部門を置く。

物質基盤化学部門

分子集積化学部門

融合材料部門

先端素子材料部門

（所長）

## 第12編 学府・研究院制度の発足

第三条 研究所に、所長を置く。

2 所長は、研究所の所務を掌理する。

(副所長)

第四条 研究所に、副所長を置き、研究所の専任の教授をもって充てる。

2 副所長は、所長を補佐し、研究所の所務を整理する。

(教授会)

第五条 研究所に、研究所の重要事項を審議するため、教授会を置く。

(運営諮問委員会)

第六条 研究所に、研究所の運営に関する事項について所長の諮問に応ずるため、九州大学先導物質化学研究所運営諮問委員会（以下「運営諮問委員会」という。）を置く。

2 運営諮問委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(補則)

第七条 この規則に定めるもののほか、研究所の組織及び運営に関し必要な事項は、教授会の議を経て、所長が定める。

附 則

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

2 九州大学機能物質科学研究所規則（昭和六十二年六月二日施行）は、廃止する。

〔註〕原本縦書き。

## 第2節 学内共同教育研究施設

### 689 九州大学量子線照射分析実験施設規則

(1995（平成7）年10月20日制定)

九州大学量子線照射分析実験施設規則

(設置及び趣旨)

第一条 九州大学（以下「本学」という。）に、各種量子線の照射及び分析に関する研究を支援するため、学内共同利用の研究施設として、九州大学量子線照射分析実験施設（以下「実験施設」という。）を置き、その組織及び管理運営については、この規則に定めるところによる。

(実験施設の長及び主任)

第二条 実験施設に、長及び主任を置く。

2 実験施設の長は、本学の専任の教授をもって充て、実験施設の業務を掌理する。

3 実験施設の主任は、本学の専任の助教授、講師又は助手をもって充て、実験施設の長を助けて実験施設の業務を整理する。

第三条 実験施設の長及び主任は、次条に規定する運営委員会の推薦に基づき総長が任命する。

2 実験施設の長及び主任の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 実験施設の長及び主任は、再任されることができる。

(運営委員会)

第四条 実験施設に九州大学量子線照射分析実験施設運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

一 予算に関する事項

二 人事に関する事項

三 その他実験施設の管理運営に関する重要事項

第五条 運営委員会は、委員長及び次の各号に掲げる委員をもつて組織する。

一 理学部、工学部及び農学部の専任の教授、助教授及び講師のうちから選ばれた者各二人

二 医学部、薬学部及び大学院総合理工学研究科の専任の教授、助教授及び講師のうちから選ばれた者各一人

三 六本松運営協議会を構成する専任の教授、助教授及び講師のうちから選ばれた者一人

四 応用力学研究所及び機能物質科学研究所の専任の教授、助教授及び講師のうちから選ばれた者一人

五 歯学部及び生体防御医学研究所の専任の教授、助教授及び講師のうちから選ばれた者一人

六 その他委員長が必要と認める者若干人

第六条 委員長は、実験施設の長をもつて充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

第七条 委員は、総長が委嘱する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

第八条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決をすることができない。

2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、

## 第12編 学府・研究院制度の発足

委員長の決するところによる。

(専門委員会)

第九条 運営委員会に、具体的、専門的事項を調査審議させるため、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、運営委員会の委員のうちから選ばれた者若干人をもつて組織する。
- 3 専門委員会に委員長を置き、前項の運営委員会の委員のうちから運営委員会の委員長が委嘱する。
- 4 専門委員会の委員長は、専門委員会における調査審議の結果を運営委員会の委員長に報告しなければならない。

(利用)

第十条 実験施設を利用しようとする者は、運営委員会の定めるところにより、実験施設の長の許可を得なければならない。

(利用経費)

第十一条 実験施設の利用に要する経費は、利用者が負担するものとし、その負担の割合及び方法については、運営委員会が定めるものとする。

(許可の取消)

第十二条 実験施設の長は、利用者がこの規則に違反した場合、その他実験施設の運営に重大な支障を生ぜしめた場合には、利用の許可を取り消すことができる。

(管理)

第十三条 実験施設の建物及び設備の維持管理並びに予算の経理その他の管理は、工学部において行う。

(雑則)

第十四条 この規則に定めるもののほか、実験施設の運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、実験施設の長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成七年十月二十日から施行する。
- 2 この規則施行後最初に任命される実験施設の長及び主任並びに運営委員会の委員の任期は、それぞれ第三条第二項本文及び第七条第二項本文の規定にかかわらず、平成九年三月三十一日までとする。

〔註〕『九州大学規則集』追録第62号 2000(平成12)年7月1日現在。原本縦書き。

### 690 九州大学韓国研究センター規則

(1999(平成11)年12月17日制定)

九州大学韓国研究センター規則

(設置)

第一条 九州大学（以下「本学」という。）に、韓国に係る研究教育を推進し、本学と韓国との学術・文化交流の拠点とするため、学内の共同利用施設として九州大学韓国研究センター（以下「センター」という。）を置く。

（センターの長）

第二条 センターに、長を置く。

2 センターの長は、本学の専任の教授をもって充て、センターの業務を掌理する。

3 センターの長は、総長が指名する。

4 センターの長の任期は、二年とする。

5 センターの長は、再任されることができる。

（委員会）

第三条 センターに、九州大学韓国研究センター委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

一 センターの管理運営の基本方針に関すること。

二 センターの規則の制定改廃に関すること。

三 その他センターに関する重要事項

3 委員会は、委員長及び次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一 文学部、経済学部、歯学部、農学部、大学院人間環境学研究科、大学院法学研究科、大学院理学研究科、大学院医学系研究科、大学院薬学研究科、大学院工学研究科、大学院システム情報科学研究科、大学院比較社会文化研究科、大学院数理学研究科、大学院総合理工学研究科、各研究所、健康科学センター、言語文化部及び大学教育研究センターの教授のうちから選ばれた者各一人

二 事務局長

三 その他総長が必要と認めた者若干人

4 前項第一号及び第三号に掲げる委員の任期は、二年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前項の委員は、再任されることができる。

第四条 委員長は、センターの長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

第五条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門委員会）

第六条 委員会に、専門的事項を審議するため、必要に応じて、専門委員会を置くこ

## 第12編 学府・研究院制度の発足

とができる。

- 2 専門委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務)

第七条 センターに関する事務は、総務部国際交流課及び学務部留学生課において処理する。

(細則)

第八条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、センターの長が細則で定める。

附 則

- 1 この規則は、平成十一年十二月十七日から施行する。
- 2 この規則施行後最初に任命されるセンターの長及び委員会の委員の任期は、第二条第四項及び第三条第四項本文の規定にかかわらず、平成十三年三月三十一日までとする。

〔註〕『11 C1-1 規則の制定改廃 永 総法 No.2』。原本縦書き。

### 691 九州大学総合研究博物館規則

(2000(平成12)年4月1日制定)

九州大学総合研究博物館規則

(趣旨)

第一条 この規則は、九州大学総合研究博物館(以下「博物館」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第二条 博物館は、学内共同教育研究施設として、学術標本の収蔵、分析、展示・公開等及び学術標本に関する研究教育の支援並びにこれらに関する調査研究を行うとともに、学内外の研究教育活動に寄与することを目的とする。

(系)

第三条 博物館に、前条の目的を達成するため、次の表の上欄に掲げる系を置き、当該系の任務は、同表の下欄に定めるとおりとする。

系	任 務
一次資料研究系	学術標本の調査・収集、分類・保存及びその理論・方法に関する研究と教育
分析技術開発系	学術標本の先端的分析法による新たな学術情報の抽出及びその理論・方法に関する研究と教育
開 示 研 究 系	学術標本の展示・公開のための情報のデータベース化及びそ



	の効果的な展示・公開のための理論・方法の研究と教育
--	---------------------------

(館長)

第四条 博物館に、九州大学総合研究博物館長（以下「館長」という。）を置き、九州大学の教授のうちから次条に規定する運営委員会の推薦により、総長が選考し、任命する。

- 2 館長は、博物館の業務を掌理する。
- 3 館長の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 館長は再任されることができる。ただし、引き続き再任される場合は、一回を限度とする。

(運営委員会)

第五条 博物館に、九州大学総合研究博物館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
  - 一 館長の採用のための選考に関する事。
  - 二 教育公務員特例法等に定める教官人事に関する事。
  - 三 教官の研究業務に係る重要事項に関する事。
  - 四 研究員等に関する事。
  - 五 研究生等に関する事。
  - 六 博物館内の諸規則等の制定改廃に関する事。
  - 七 研究に係る自己点検・評価（外部評価を含む。）に関する事。
  - 八 その他博物館の管理運営に関する事。
- 3 前項第二号に掲げる事項のうち、教官の選考のための資格審査については、原則として、博物館の教育研究に関係する部局（各学府及び各学部を除く。）の教授会において行うものとする。

第六条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 総長が指名する副学長
  - 二 館長
  - 三 博物館の専任の教授及び助教授
  - 四 附属図書館長
  - 五 各研究院の教授及び助教授のうちから選ばれた者 各一人
  - 六 各附属研究所の教授及び助教授のうちから選ばれた者 各一人
  - 七 その他運営委員会が必要と認めた者 若干人
- 2 前項第五号、第六号及び第七号の委員の任期は、二年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第12編 学府・研究院制度の発足

3 前項の委員は、再任されることができる。

第七条 委員長は、館長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 運営委員会に、副委員長を置き、委員の互選により定める。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

第八条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。

2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第九条 運営委員会に、専門的事項を審議するため、必要に応じて、専門委員会を置くことができる。

(兼任の教官)

第十条 博物館に、兼任の教官を置くことができる。

2 兼任の教官は、九州大学の教官のうちから運営委員会の推薦により、総長が任命する。

3 兼任の教官の任期は、二年とし、再任を妨げない。

(事務)

第十一条 博物館に関する事務は、当分の間、理学部等事務部において処理する。

(雑則)

第十二条 この規則に定めるもののほか、博物館の組織及び運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、館長が定める。

附 則

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

2 この規則施行後最初に任命される館長は、第四条第一項の規定により選考されたものとみなす。

3 この規則施行後最初に任命される第六条第一項第五号、第六号及び第七号の委員の任期は、同条第二項本文の規定にかかわらず、平成十四年三月三十一日までとする。

〔註〕『九州大学規則集』追録第62号 2000(平成12)年7月1日。原本縦書き。

### 692 九州大学システム LSI 研究センター規則

(2001(平成13)年4月1日制定)

九州大学システム LSI 研究センター規則

(趣旨)

第一条 この規則は、九州大学システム LSI 研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（センターの目的）

第二条 センターは、学内共同教育研究施設として、システム LSI の応用・設計・製造・検査に関する技術を総合的に研究し、その学問体系の確立と高度情報化社会における当該技術の利用について調査研究することを目的とする。

（部門）

第三条 センターに、次に掲げる部門を置く。

設計技術研究部門

高信頼化技術研究部門

ソフトウェア技術研究部門

応用システム研究部門

組込みシステム研究部門

（センターの業務）

第四条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 システム LSI の設計手法及び設計支援技術の研究に関すること。
- 二 高信頼システム LSI 構築技術と組込ソフトウェア開発技術に関すること。
- 三 応用分野におけるシステム LSI の利用と新しい社会基盤技術の研究に関すること。
- 四 システム LSI に関する研究成果の産業界への普及に関すること。
- 五 システム LSI に関する技術の教育に関すること。

（センターの長）

第五条 センターに九州大学システム LSI 研究センター長（以下「センター長」という。）を置き、九州大学の教授のうちから、次条に規定するセンター委員会の推薦により、総長が選考し、任命する。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 センター長は再任されることができる。

（委員会）

第六条 センターに、九州大学システム LSI 研究センター委員会（以下「センター委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
  - 一 センター長の採用のための選考に関すること。
  - 二 教育公務員特例法等に定める教官人事に関すること。

## 第12編 学府・研究院制度の発足

- 三 教官の研究業務に係る重要事項に関すること。
  - 四 共同利用に係る業務の重要事項に関すること。
  - 五 研究員等に関すること。
  - 六 研究生等に関すること。
  - 七 センター内の諸規則等の制定改廃に関すること。
  - 八 研究に係る自己点検・評価（外部評価を含む。）に関すること。
  - 九 共同利用に係る業務の自己点検・評価（外部評価を含む。）に関すること。
  - 十 その他センターの管理運営に関すること。
- 3 前項第二号に掲げる事項のうち、教官の選考のための資格審査については、原則として、センターの教育研究に関係する部局（各学府及び各学部を除く。）の教授会において行うものとする。

第七条 センター委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 センター長
  - 二 センターの部門を担当する教授及び助教授
  - 三 大学院工学研究院及び大学院システム情報科学研究院の教授及び助教授のうちから選ばれた者 各二人
  - 四 大学院理学研究院、大学院数理学研究院、大学院総合理工学研究院及び情報基盤センターの教授及び助教授のうちから選ばれた者 各一人
  - 五 その他センター委員会が必要と認めた者 若干人
- 2 前項第三号から第五号までの委員の任期は、二年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の委員は、再任されることができる。

第八条 委員長は、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、センター委員会を招集し、その議長となる。

第九条 センター委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 センター委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（事務）

第十条 センターに関する事務は、当分の間、工学部等事務部において処理する。

（雑則）

第十一条 この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター委員会の議を経て、センター長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

2 この規則施行後最初に任命されるセンター長は、第五条第一項の規定により選考されたものとみなす。

〔註〕『九州大学規則集』追録第63号 2001（平成13）年7月1日現在。原本縦書き。

### 693 九州大学宙空環境研究センター規則

（2002（平成14）年4月1日制定）

九州大学宙空環境研究センター規則

（趣旨）

第一条 この規則は、九州大学宙空環境研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（センターの目的）

第二条 センターは、学内共同教育研究施設として、宙空環境変動の予報や宇宙ゴミの警報などの実用化に向けた新しい宙空環境科学の創成のための調査研究を行うことを目的とする。

（部門）

第三条 センターに、次に掲げる部門を置く。

宙空環境観測部門

宙空環境模擬実験部門

総合理論解析部門

（センターの業務）

第四条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 最新のグローバルな地上ネットワークシステムを用いた環太平洋域の宙空環境変動の観測研究に関すること。
- 二 人工衛星軌道上の宇宙デブリ観測システムの開発やデータ収集及び分布地図数値解析の研究に関すること。
- 三 大型プラズマ模擬実験室における宙空環境プラズマの物性及び各種計測法確立の研究に関すること。
- 四 宙空環境に関わる時空間時系列データの数理・情報処理学的な総合解析に基づく複雑系及び複合系物理学の研究に関すること。
- 五 宇宙天気予測・宇宙デブリ警報に関わる研究及び研究成果の産業界への普及に関すること。

（センターの長）

第五条 センターに九州大学宙空環境研究センター長（以下「センター長」という。）を置き、九州大学の教授のうちから、次条に規定するセンター委員会の推薦により、総長が選考し、任命する。

## 第12編 学府・研究院制度の発足

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 センター長は、再任されることができる。

(委員会)

第六条 センターに、九州大学宙空環境研究センター委員会(以下「センター委員会」という。)を置く。

- 2 センター委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
  - 一 センター長の採用のための選考に関すること。
  - 二 教育公務員特例法等に定める教官人事に関すること。
  - 三 教官の研究業務に係る重要事項に関すること。
  - 四 共同利用に係る業務の重要事項に関すること。
  - 五 研究員等に関すること。
  - 六 研究生等に関すること。
  - 七 センター内の諸規則等の制定改廃に関すること。
  - 八 研究に係る自己点検・評価(外部評価を含む。)に関すること。
  - 九 共同利用に係る業務の自己点検・評価(外部評価を含む。)に関すること。
  - 十 その他センターの管理運営に関すること。
- 3 前項第二号に掲げる事項のうち、教官の選考のための資格審査については、センターの教育研究に係る部局(各学府及び各学部を除く。)の教授会において行うものとする。

第七条 センター委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 センター長
  - 二 センターの部門を担当する教授及び助教授
  - 三 大学院理学研究院、大学院数理学研究院、大学院工学研究院、大学院システム情報科学研究院、大学院総合理工学研究院、大学院農学研究院及び応用力学研究所の教授及び助教授のうちから選ばれた者 各一人
  - 四 理学部等事務長
  - 五 その他センター委員会が必要と認めた者 若干人
- 2 前項第三号及び第五号の委員の任期は、二年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 前項の委員は、再任されることができる。

第八条 委員長は、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、センター委員会を招集し、その議長となる。

第九条 センター委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決する

ことができない。

- 2 センター委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第十条 センターに関する事務は、当分の間、理学部等事務部において処理する。

(雑則)

第十一条 この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター委員会の議を経て、センター長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この規則施行後最初に任命されるセンター長は、第五条第一項の規定により選考されたものとみなす。

〔註〕『九州大学規則集』 2002（平成14）年10月1日現在。原本縦書き。

#### 694 九州大学医療系統合教育研究センター規則

(2003（平成15）年4月1日制定)

九州大学医療系統合教育研究センター規則

(趣旨)

第一条 この規則は、九州大学医療系統合教育研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(センターの目的)

第二条 センターは、学内共同教育研究施設として、医学、歯学、薬学及び保健学の分野の教育における共通基盤教育（以下「医療系統合教育」という。）に関する研究を行い、その改善充実に資するとともに、医学部、歯学部及び薬学部が行う医療系統合教育に係る企画及び実施を支援することを目的とする。

(部門)

第三条 センターに、次に掲げる部門を置く。

企画開発部門

教育推進部門

(センターの業務)

第四条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 医療系統合教育の研究に関すること。
- 二 医療系統合教育に係る自己点検・評価の方法の研究に関すること。
- 三 医療系統合教育の企画及び実施の支援に関すること。
- 四 医療系統合教育に関する情報の提供に関すること。

## 第12編 学府・研究院制度の発足

五 その他センターの業務に関すること。

(センター長)

第五条 センターに、センター長を置き、九州大学の教授のうちから、第八条に規定するセンター委員会の推薦により、総長が選考し、任命する。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第六条 センターに副センター長若干人を置き、センターの部門を担当する教授及び医学部保健学科の教授のうちから、第八条に規定するセンター委員会の推薦により、総長が選考し、任命する。

2 副センター長は、センター長を助け、センターの業務を整理する。

3 副センター長の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(業務主任)

第七条 センターに業務主任を置き、センターの部門を担当する教官のうちからセンター長が指名する。

2 業務主任は、センター長の命を受け、センターの業務を処理する。

(センター委員会)

第八条 センターに、九州大学医療系統合教育研究センター委員会（以下「センター委員会」という。）を置く。

2 センター委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 センター長の採用のための選考に関すること。
- 二 教育公務員特例法等に定める教官人事に関すること。
- 三 教官の研究業務に係る重要事項に関すること。
- 四 共同利用に係る業務の重要事項に関すること。
- 五 研究員等に関すること。
- 六 研究生等に関すること。
- 七 センター内の諸規則等の制定改廃に関すること。
- 八 研究に係る自己点検・評価（外部評価を含む。）に関すること。
- 九 共同利用に係る業務の自己点検・評価（外部評価を含む。）に関すること。
- 十 その他センターの管理運営に関すること。

3 前項第二号に掲げる事項のうち、教官の選考のための資格審査については、センターの教育研究に係る部局（各学府及び各学部を除く。）の教授会において行うものとする。



第九条 センター委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 センター長及び副センター長
  - 二 センターの部門を担当する教授及び助教授
  - 三 医学部保健学科の教授及び助教授のうちから選ばれた者 一人
  - 四 医学部事務長
  - 五 その他センター委員会が必要と認めた者 若干人
- 2 前項第三号及び第五号の委員の任期は、二年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の委員は、再任されることができる。

第十条 センター委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、センター委員会を招集し、その議長となる。

第十一条 センター委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

- 2 センター委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第十二条 センターに関する事務は、当分の間、医学部事務部において処理する。

(雑則)

第十三条 この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター委員会の議を経て、センター長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。
- 2 この規則施行後最初に任命されるセンター長及び副センター長は、それぞれ第五条第一項及び第六条第一項の規定により選考されたものとみなす。

[註]『九州大学規則集』追録第65号 2002(平成14)年10月1日現在。原本縦書き。

## 695 九州大学高等教育総合開発研究センター規則

(2003(平成15)年4月1日制定)

九州大学高等教育総合開発研究センター規則

(趣旨)

第一条 この規則は、九州大学高等教育総合開発研究センター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(センターの目的)

第二条 センターは、学内共同教育研究施設として、大学教育、二十一世紀プログラムの教育及び入学者選抜方法に関する総合的な開発研究を行い、その改善充実に資

## 第12編 学府・研究院制度の発足

するとともに、本学が行う大学教育、二十一世紀プログラムの教育及び入学者選抜方法に係る企画及び実施を支援することを目的とする。

(部門)

第三条 センターに、次に掲げる部門を置く。

大学教育開発研究部門

二十一世紀プログラム教育開発研究部門

入学者選抜方法開発研究部門

(センターの業務)

第四条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 大学教育及び二十一世紀プログラムの教育の研究に関すること。
- 二 大学教育及び二十一世紀プログラムの教育に係る自己点検・評価の方法の研究に関すること。
- 三 ファカルティ・ディベロップメントの企画及び助言に関すること。
- 四 大学教育及び二十一世紀プログラムの教育の研究に係る情報の提供及び広報に関すること。
- 五 大学教育及び二十一世紀プログラムの教育の研究に係る高等学校その他関係機関との連携協力に関すること。
- 六 全学教育及び二十一世紀プログラムの教育の企画及び実施の支援に関すること。
- 七 入学者選抜方法の改善についての調査研究に関すること。
- 八 入学情報の提供に関すること。
- 九 入学者の追跡調査に関すること。
- 十 その他センターの業務に関すること。

(センター長)

第五条 センターに、センター長を置き、副学長及び総長特別補佐のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

(副センター長)

第六条 センターに、副センター長を置き、センターの専任の教授のうちから、次条に規定するセンター委員会の推薦により、総長が選考し、任命する。

2 副センター長は、センター長を助け、センターの業務を整理する。

3 副センター長の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター委員会)

第七条 センターに、九州大学高等教育総合開発研究センター委員会（以下「センター委員会」という。）を置く。

- 2 センター委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
  - 一 教育公務員特例法等に定める教官人事に関する事。
  - 二 教官の研究業務に係る重要事項に関する事。
  - 三 共同利用に係る業務の重要事項に関する事。
  - 四 研究員等に関する事。
  - 五 研究生等に関する事。
  - 六 センター内の諸規則等の制定改廃に関する事。
  - 七 研究に係る自己点検・評価（外部評価を含む。）に関する事。
  - 八 共同利用に係る業務の自己点検・評価（外部評価を含む。）に関する事。
  - 九 その他センターの管理運営に関する事。
- 3 前項第一号に掲げる事項のうち、教官の選考のための資格審査については、センターの教育研究に係る部局（各学府及び各学部を除く。）の教授会において行うものとする。

第八条 センター委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 センター長及び副センター長
  - 二 各学部及び健康科学センターから選ばれた教授 各一人
  - 三 センターの専任の教授（副センター長の職にある者を除く。）
  - 四 事務局長及び学務部長
  - 五 その他センター委員会が必要と認めた者 若干人
- 2 前項第二号及び第五号の委員の任期は、二年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 前項の委員は、再任されることができる。

第九条 センター委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、センター委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

第十条 センター委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

- 2 センター委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 センター委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（事務）

第十一条 センターに関する事務は、当分の間、学務部学務課及び入試課並びに比較社会文化学府等事務部において処理する。

## 第12編 学府・研究院制度の発足

(雑則)

第十二条 この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター委員会の議を経て、センター長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。
- 2 この規則施行後最初に任命される副センター長は、第六条第一項の規定により選考されたものとみなす。
- 3 九州大学大学教育研究センター規則（平成六年六月二十四日施行）は、廃止する。  
〔註〕『九州大学規則集』追録第65号 2002（平成14）年10月1日現在。原本縦書き。

### 696 九州大学超伝導システム科学研究センター規則

(2003（平成15）年4月1日制定)

九州大学超伝導システム科学研究センター規則

(趣旨)

第一条 この規則は、九州大学超伝導システム科学研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(センターの目的)

第二条 センターは、学内共同教育研究施設として、超伝導システム科学に関する基礎からその応用までを目指した研究・教育を包括的に行うことを目的とする。

(部門)

第三条 センターに、次に掲げる部門を置く。

超伝導基礎科学部門

超伝導材料科学部門

超伝導情報システム工学部門

超伝導エネルギーシステム工学部門

(センターの業務)

第四条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 超伝導体に係る基礎研究及び新しい応用分野のための萌芽的研究に関すること。
- 二 超伝導体に係るシステム応用の観点からの材料科学の研究に関すること。
- 三 超伝導技術に係る医療・バイオ分野及び情報通信分野における応用研究に関すること。
- 四 超伝導技術に係る電力送配電分野及び民生応用分野における応用研究に関すること。
- 五 超伝導システム科学に関する共同研究及び研究成果の産業界への普及に関すること。

六 超伝導システム科学に関する技術の教育に関すること。

(センターの長)

第五条 センターに、センター長を置き、九州大学の教授のうちから、次条に規定するセンター委員会の推薦により、総長が選考し、任命する。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 センター長は、再任されることができる。

(センター委員会)

第六条 センターに、九州大学超伝導システム科学研究センター委員会（以下「センター委員会」という。）を置く。

2 センター委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

一 センター長の採用のための選考に関すること。

二 教育公務員特例法等に定める教官人事に関すること。

三 教官の研究業務に係る重要事項に関すること。

四 共同利用に係る業務の重要事項に関すること。

五 研究員等に関すること。

六 研究生等に関すること。

七 センター内の諸規則等の制定改廃に関すること。

八 研究に係る自己点検・評価（外部評価を含む。）に関すること。

九 共同利用に係る業務の自己点検・評価（外部評価を含む。）に関すること。

十 その他センターの管理運営に関すること。

3 前項第二号に掲げる事項のうち、教官の選考のための資格審査については、センターの教育研究に係る部局（各学府及び各学部を除く。）の教授会において行うものとする。

第七条 センター委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一 センター長

二 センターの部門を担当する教授及び助教授

三 大学院工学研究院及び大学院システム情報科学研究院の教授及び助教授のうちから選ばれた者 各二人

四 大学院理学研究院及び大学院総合理工学研究院の教授及び助教授のうちから選ばれた者 各一人

五 工学部等事務部長

六 その他センター委員会が必要と認めた者 若干人

2 前項第三号、第四号及び第六号の委員の任期は、二年とする。ただし、委員に欠

## 第12編 学府・研究院制度の発足

員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

第八条 センター委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、センター委員会を招集し、その議長となる。

第九条 センター委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 センター委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第十条 センターに関する事務は、当分の間、工学部等事務部において処理する。

(雑則)

第十一条 この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター委員会の議を経て、センター長が定める。

附 則

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

2 この規則施行後最初に任命されるセンター長は、第五条第一項の規定により選考されたものとみなす。

〔註〕 原本縦書き。

### 697 九州大学感性融合創造センター規則

(2003 (平成15) 年10月1日制定)

九州大学感性融合創造センター規則

(趣旨)

第一条 この規則は、九州大学感性融合創造センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(センターの目的)

第二条 センターは、学内共同教育研究施設として、人間の感性を芸術的・科学的に捉え、表現することの高度な教育研究を行うとともに、芸術的感性と諸科学との融合による新しい価値を創造し得る学際的教育研究を推進することを目的とする。

(部門)

第三条 センターに、次に掲げる部門を置く。

仮想環境創造教育研究部門

実体環境創造教育研究部門

感性情報応用創造教育研究部門

デザイン・アーカイブ教育研究部門

(センターの業務)

第四条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 芸術的感性と論理的思考を融合させた芸術的・科学的に高度な表現技術についての教育研究に関すること。
- 二 人間の感性情報を科学的に捉え、処理し、デザインに結びつける教育研究に関すること。
- 三 芸術的感性と諸科学との融合による学際的研究の企画及び実施に関すること。
- 四 研究成果の発表及び産業界への普及に関すること。
- 五 センターの学際的研究成果の国際社会及び地域社会への普及に関すること。

(センター長)

第五条 センターに、センター長を置き、九州大学の教授のうちから、第八条に規定するセンター委員会の推薦により、総長が選考し任命する。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第六条 センターに、副センター長を置き、センターの部門を担当する教授のうちから、第八条に規定するセンター委員会の推薦により、総長が選考し任命する。

- 2 副センター長は、センター長を助け、センターの業務を整理する。
- 3 副センター長の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(兼任の教官)

第七条 センターに、第二条に定めるセンターの目的を達成するため、兼任の教官を置くことができる。

- 2 兼任の教官は、九州大学の教官のうちから、センター長の申出に基づき、総長が任命する。
- 3 兼任の教官の任期は、一年とし、再任することができる。

(委員会)

第八条 センターに、九州大学感性融合創造センター委員会(以下「センター委員会」という。)を置く。

- 2 センター委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
  - 一 センター長の採用のための選考に関すること。
  - 二 教育公務員特例法等に定める教官人事に関すること。
  - 三 教官の研究業務に係る重要事項に関すること。
  - 四 共同利用に係る業務の重要事項に関すること。

## 第12編 学府・研究院制度の発足

- 五 研究員等に関すること。
  - 六 研究生等に関すること。
  - 七 センター内の諸規則等の制定改廃に関すること。
  - 八 研究に係る自己点検・評価（外部評価を含む。）に関すること。
  - 九 共同利用に係る業務の自己点検・評価（外部評価を含む。）に関すること。
  - 十 その他センターの管理運営に関すること。
- 3 前項第二号に掲げる事項のうち、教官の選考のための資格審査については、センターの教育研究に係る部局（各学府及び各学部を除く。）の教授会において行うものとする。

第九条 センター委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 センター長及び副センター長
  - 二 センターの部門を担当する教授及び助教授
  - 三 人間環境学研究院、法学研究院及び工学研究院の教授及び助教授のうちから選ばれた者 各一人
  - 四 芸術工学部事務部長
  - 五 その他センター委員会が必要と認めた者
- 2 前項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の委員は、再任されることができる。

第十条 センター委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、センター委員会を招集し、その議長となる。

第十一条 センター委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

- 2 センター委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門委員会）

第十二条 センター委員会に、専門的事項を審議するため、必要に応じて、専門委員会を置くことができる。

（事務）

第十三条 センターに関する事務は、当分の間、芸術工学部事務部において処理する。

（雑則）

第十四条 この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター委員会の議を経て、センター長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成十五年十月一日から施行する。



- 2 この規則施行後最初に任命されるセンター長及び副センター長は、それぞれ第五条第一項及び第六条第一項の規定により選考されたものとみなす。
- 3 この規則施行後最初に任命されるセンター長及び副センター長並びにセンター委員会の委員の任期は、第五条第三項本文及び第六条第三項本文並びに第九条第二項本文の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までとする。

〔註〕 原本縦書き。

### 第3節 機 構

#### 698 九州大学全学教育機構規則

(2000(平成12)年11月21日制定)

九州大学全学教育機構規則

(設置)

第一条 九州大学に、学部教育に係る全学教育科目及び二十一世紀プログラムの企画及び実施を円滑に行うため、九州大学全学教育機構(以下「機構」という。)を置く。

(機構)

第二条 機構は、次の各号に掲げる委員会をもって構成する。

- 一 全学教育機構委員会
  - 二 全学教育企画委員会
  - 三 全学教育実施委員会
  - 四 二十一世紀プログラム実施委員会
  - 五 全学教育自己点検・評価委員会
- 2 機構に機構長を置き、総長をもって充てる。
  - 3 機構長は、全学教育科目及び二十一世紀プログラムの企画及び実施を総括する。
  - 4 機構に副機構長を置き、総長が指名する副学長をもって充てる。
  - 5 副機構長は、機構長を補佐する。

(全学教育機構委員会)

第三条 全学教育機構委員会(以下「機構委員会」という。)は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 機構の運営に関する基本的事項
  - 二 全学教育科目及び二十一世紀プログラムの企画及び実施に関する基本的事項
  - 三 その他機構の運営に関する重要事項
- 2 機構委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
    - 一 総長
    - 二 副学長

第12編 学府・研究院制度の発足

- 三 各研究院長
  - 四 教育学部長
  - 五 各附置研究所長
  - 六 医学部附属病院長及び歯学部附属病院長
  - 七 附属図書館長
  - 八 有機化学基礎研究センター長及び大学教育研究センター長
  - 九 情報基盤センター長
  - 十 健康科学センター長
  - 十一 センター群協議会Ⅰ及びセンター群協議会Ⅱの議長
- 3 機構委員会に委員長を置き、総長をもって充てる。
  - 4 委員長は、機構委員会を招集し、その議長となる。
  - 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した副学長がその職務を代行する。
  - 6 機構委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。
  - 7 機構委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 8 機構委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(全学教育企画委員会)

第四条 全学教育企画委員会(以下「企画委員会」という。)は、全学教育科目の提供に係る具体的事項を企画する。

- 2 企画委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(全学教育実施委員会)

第五条 全学教育実施委員会(以下「実施委員会」という。)は、全学教育科目の提供に係る具体的事項を実施する。

- 2 実施委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(部会及び世話部局)

第六条 企画委員会及び実施委員会に、その企画又は実施する事項を分担して行わせるため、それぞれ部会を置く。

- 2 各部会には、部会の運営の中心となる世話部局を定める。
- 3 企画委員会に置く部会及びその世話部局は、次の表のとおりとする。

部 会 名	世 話 部 局 名
教養教育科目企画部会	大学院比較社会文化研究院

言語文化科目企画部会	大学院言語文化研究院
健康・スポーツ科学科目企画部会	健康科学センター
情報処理科目企画部会	大学院システム情報科学研究院
基礎科学科目（数学）企画部会	大学院数理学研究院
基礎科学科目（物理学）企画部会	大学院理学研究院
基礎科学科目（化学）企画部会	大学院理学研究院
基礎科学科目（生物学）企画部会	大学院理学研究院
基礎科学科目（地学）企画部会	大学院理学研究院
基礎科学科目（図学）企画部会	大学院工学研究院

4 実施委員会に置く部会及びその世話部局は、次の表のとおりとする。

科 目 部 会 名	世 話 部 局 名
教養教育科目実施部会	大学院比較社会文化研究院
言語文化科目実施部会	大学院言語文化研究院
健康・スポーツ科学科目実施部会	健康科学センター
情報処理科目実施部会	大学院システム情報科学研究院
基礎科学科目（数学）実施部会	大学院数理学研究院
基礎科学科目（物理学）実施部会	大学院理学研究院
基礎科学科目（化学）実施部会	大学院理学研究院
基礎科学科目（生物学）実施部会	大学院理学研究院
基礎科学科目（地学）実施部会	大学院理学研究院
基礎科学科目（図学）実施部会	大学院工学研究院

（二十一世紀プログラム実施委員会）

第七条 二十一世紀プログラム実施委員会は、二十一世紀プログラムの企画及び実施について、具体的な事項を審議する。

2 二十一世紀プログラム実施委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（全学教育自己点検・評価委員会）

第八条 全学教育自己点検・評価委員会は、全学教育科目及び二十一世紀プログラムの企画及び実施について、点検・評価を行う。

（事務）

第九条 機構の運営に関する事務は、学務部学務課において処理する。

（補則）

第十条 この規則に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、全学教育機構委員会の議を経て、機構長が別に定める。

附 則

この規則は、平成十二年十一月二十一日から施行する。

〔註〕「第1325回評議会記録」 2000（平成12）年11月21日承認。原本縦書き。

### 699 学内措置研究組織（リサーチコア）設置基準について

（「第1336回評議会記録」 2001（平成13）年9月25日）

学内措置研究組織（リサーチコア）設置基準について

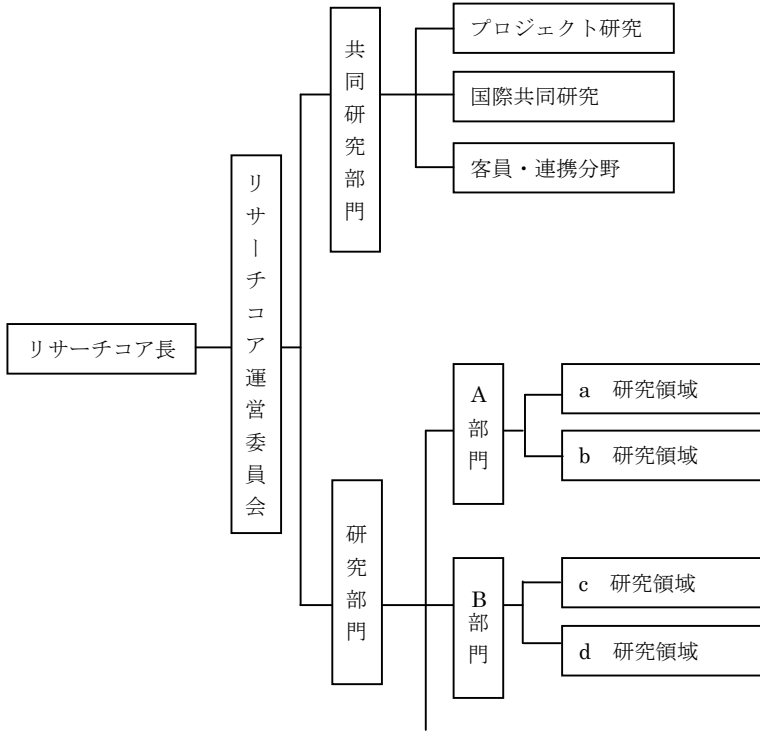
平成13年9月25日  
評議会決定

九州大学における中核的研究拠点の形成を促進するため、本学に下記基準により研究組織を設置することができるものとする。

#### 記

1. 研究組織は、「九州大学〇〇〇リサーチコア（学内措置）」（以下「リサーチコア」という。）の名称を附すものとする。  
ただし、リサーチコアは、学内措置の研究組織として設置されるものである。
2. リサーチコアの設置基準としては、以下の要件を満たしていること。
  - (1) リサーチコアの設置により、その研究領域の研究が格段に推進されることが期待でき、将来的には、当該領域の研究・教育のCOEを目指していること。
  - (2) リサーチコアが本学にとって学術的に極めて重要であり、関係研究者が相当数存在すること。
3. リサーチコア設置後の附帯条件
  - (1) リサーチコアには責任者を定め、管理運営に関して要項等を整備すること。
  - (2) リサーチコアは、設置から5年を期限とする。ただし再審査により5年間延長することができる。
  - (3) リサーチコアは学内措置によるものである旨を学内に対して明確にすること。
  - (4) リサーチコアの責任者は活動状況を定期的に自己点検、外部評価をし、総長に報告すること。
4. リサーチコアの認定
  - (1) リサーチコアの認定を希望する研究組織は、研究戦略委員会に申請を行う。
  - (2) 研究戦略委員会は、リサーチコアの内容等について審査し、高等研究機構長に推薦する。
  - (3) 高等研究機構長は、推薦された研究組織がリサーチコアに相応しいと思われるものについて、採用案を将来計画委員会へ付議する。
  - (4) 将来計画委員会は、採用案について審議し、認定を行う。

九州大学〇〇〇リサーチコア組織例



(注記)

- (1) プロジェクト研究：社会的要請の大きい研究を時限付きで行う。
- (2) 国際共同研究：国際的な共同研究を行う。
- (3) 客員・連携分野：必要に応じて内外の専門家を招聘する。

700 九州大学高等研究機構規則

(2002 (平成14) 年12月17日制定)

九州大学高等研究機構規則

(設置)

第一条 九州大学に、次に掲げる事項の企画及び実施を円滑に行うため、九州大学高等研究機構（以下「機構」という。）を置く。

- 一 学術研究の将来戦略等の策定
- 二 COE 形成に相応しい多様な研究グループの組織化の推進

## 第12編 学府・研究院制度の発足

三 全学的視野に立った附置研究所、学内共同教育研究施設等の研究組織のあり方等の検討

(機構)

第二条 機構は、次に掲げる委員会等をもって構成する。

- 一 九州大学研究戦略委員会
- 二 九州大学研究体制企画委員会
- 三 九州大学研究戦略企画室

2 機構に、機構長を置き、総長をもって充てる。

3 機構長は、前条各号に掲げる事項の企画及び実施を総括する。

(リサーチコア)

第三条 機構に、COE 形成に相応しい研究グループとして、九州大学リサーチコア(以下「リサーチコア」という。)を置く。

2 リサーチコアの認定の手続き及び基準等は、別に定める。

(事務)

第四条 機構の運営に関する事務は、総務部研究協力課及び企画広報室において処理する。

(補則)

第五条 この規則に定めるもののほか、機構の運営等に関し必要な事項は、九州大学将来計画委員会の議を経て、機構長が定める。

附 則

1 この規則は、平成十四年十二月十七日から施行する。

2 九州大学高等研究機構について(平成十三年九月二十五日評議会決定)及び学内措置研究組織(リサーチコア)設置基準について(平成十三年九月二十五日評議会決定)は、廃止する。

[註]『九州大学規則集』追録第65号・2002(平成14)年10月1日現在。原本縦書き。

### 701 九州大学リサーチコアの認定に関する規程

(2002(平成14)年12月17日制定)

九州大学リサーチコアの認定に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、九州大学高等研究機構規則(平成十四年十二月十七日施行)第三条第二項の規定に基づき、九州大学リサーチコア(以下「リサーチコア」という。)の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定基準)

第二条 リサーチコアは、次に掲げる基準を満たさなければならない。

一 リサーチコアの設置により、その研究領域の研究が、格段に推進されることが期待でき、将来的には、当該領域の研究・教育のCOEを目指していること。

二 リサーチコアが、本学にとって学術的に極めて重要であり、関係研究者が相当数存在すること。

(認定手続)

第三条 リサーチコアの認定を希望する研究グループは、九州大学研究戦略委員会(以下「研究戦略委員会」という。)に申請を行う。

2 研究戦略委員会は、当該研究グループの研究内容等について審査し、九州大学高等研究機構長(以下「機構長」という。)に推薦する。

3 機構長は、推薦された研究グループがリサーチコアに相応しいと判断するものについて、採用案を九州大学将来計画委員会(以下「将来計画委員会」という。)に付議する。

4 将来計画委員会は、採用案について審議し、認定を行う。

(認定後の附帯条件)

第四条 リサーチコアの認定後における附帯条件は、次のとおりとする。

一 リサーチコアに責任者を置き、管理運営に関し要項等を整備すること。

二 リサーチコアの設置期間は、五年とする。ただし、将来計画委員会の審査により、五年間延長することができる。

三 リサーチコアは学内措置によるものである旨を学内に対して明確にすること。

四 リサーチコアの責任者は、活動状況について、定期的に自己点検・評価及び外部評価を行い、機構長に報告すること。

(補則)

第五条 この規程に定めるもののほか、リサーチコアの認定等に関し必要な事項は、機構長が定める。

附 則

この規程は、平成十四年十二月十七日から施行する。

[註] 原本縦書き。